

消費生活センターは身近な相談窓口です

一人で悩まないでご相談ください

知って安心! 暮らしの情報

消費生活
相談窓口って
どんなところ?



無料で耐震診断をされると言われて...

高齢の母親が一人である時に、業者が来訪。業者を家に上げ、検査をしてもらうと「このままでは地震がきたら危険」と言われ、耐震工事の契約を急がされた。



家にある金製品を高値で買い取ると言われて...

家に突然「貴金属買い取りの査定をさせてほしい」と業者が来た。ネックレスを「5千円」で売ったが、後で購入店に連絡したところ「もっと価値がありますよ」と言われた。どうしよう...



事故が起きた...

オープンレンジでシチュー1人前をオート機能で加熱したところ爆発し、ガラス容器とオープンレンジの底を破損した。前日に加熱した時は問題なかったのに...



「値上がり確実」「必ずもうかる」ともちかけられて...

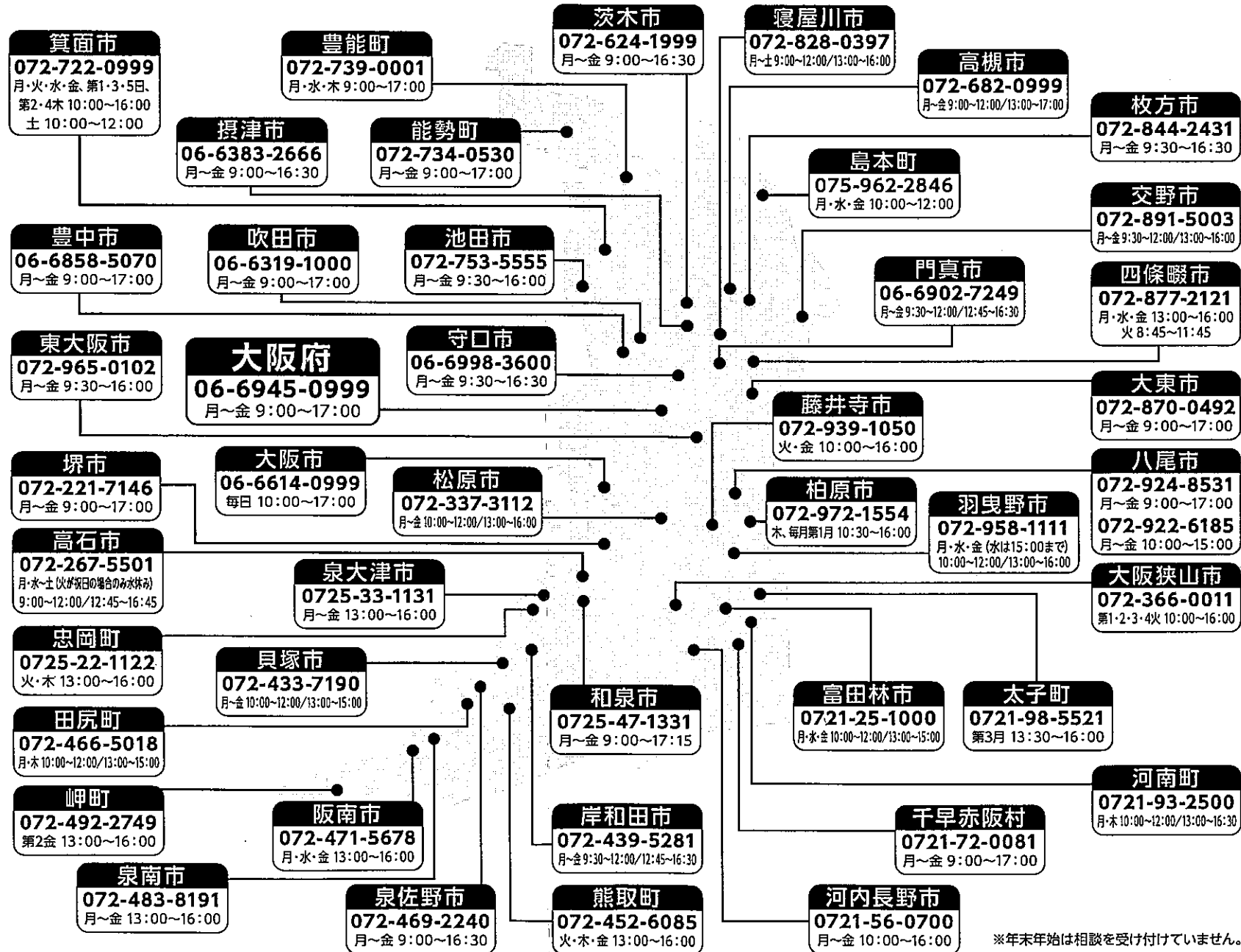
未公開株取引を契約した。その後も数回にわたり数百万円を支払ったが、業者と連絡がとれなくなった...



インターネットを使っていて...
アダルトサイトにアクセスしたら、請求画面が消えない。どうしよう?

このようなことがあれば、ご相談ください

私たちの周りには、複雑で多岐にわたる消費者問題が潜んでいます。商品・サービスの購入や契約などで困ったり、不安を感じたり、おかしいなと思ったときは一人で悩まず、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

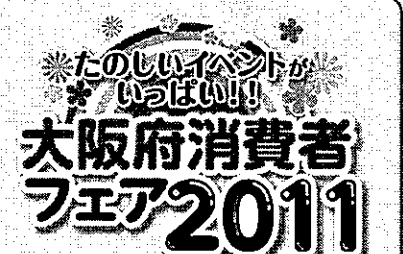


*年末年始は相談を受け付けていません。

お住まいの市町村の消費生活相談窓口が開所していない場合などに、こちらへおかけください。

消費者ホットライン 0570-064-370
0570-064-370
0570-064-370

消費生活相談窓口をご存知ない方にご案内する
全国共通の電話番号です。



大阪から踏み出そう 消費者市民への第一歩

5月は「消費者月間」です

大阪府消費生活センターでは、府内の消費者団体・NPO法人・事業者団体・行政が一体となって、楽しみながらいろいろなことを知ってもらい、参加者との交流を深めるさまざまな催しを行います。

平成23年5月10日(四)~5月14日(日)
9:00~17:45 (最終日は16:00まで)

シンポジウム めざせ! 消費者市民
5/13(金) 13:30~16:00
基調講演 消費者市民社会って何ですか?
講師 弁護士 島田 広
シンポジウム 学識経験者・消費生活専門相談員・大学院生・消費者が「消費者市民社会」について語ります。
定員 100人 (要予約・申し込み先着順)

にぎわい広場
5/14(日) 10:00~16:00
ステージ 暮らし・環境・食に関するミニ講座
「チリメンモンスターさがし」
「和太鼓演奏」「ゆるキャラ大集合」など
ワークショップ 「消費生活センター」
「大阪産(おおさかもん)」
「自家発電に挑戦」「クラフト・あそび」など

府内消費者団体・NPO法人のパネル・作品展示、
知ってトクする情報コーナー、なにわエコ良展、
暮らしと計量展、暮らしの安全情報展など

活動発表 手作り教室 クイズラリー

場所 生活情報ばらざ(大阪府消費生活センター)
(OMMビル内)

最寄駅 地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

お問い合わせ・お申し込み先
(財)関西消費者協会 06-6945-1100
<http://kanshokyo.jp/hp/fair11/fair11.html>



平成23年5月 4大紙への掲載広告 (朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞)

※H23年8月より富田林市が消費生活相談窓口を週5日開設へ拡大